

東京都への意見照会結果について

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく区市町村の都市計画に関する基本的方針に該当し、上位計画である「都市計画区域マスタープラン（東京都）」に即した計画としての位置付けから、東京都へ内容協議と調整もかね、意見照会を実施した。

【照会期間】 平成 24 年 11 月 2 日～平成 24 年 12 月 3 日（1 ヶ月間）

【意見総数】 東京都 8 局 16 部 22 課より 96 の指摘、意見

【照会結果】 総数として 96 の指摘、意見があったが、全て細部にわたる誤記、追記修正等の指摘で大きく内容、計画の方向性に関わるものはなかった。

【反映した主な指摘事例】

ページ	該当	指摘内容	理由
28		「リニア中央新幹線品川駅」は「リニア中央新幹線品川駅(仮称)」とすべき	JR 東海の発表では、東京におけるリニア中央新幹線始発駅の名称は発表していない。
95	(3)液状化対策の促進	「区では、液状化対策として、避難所につながる下水道のマンホールにおいて、浮上抑制対策を実施してきた。・・・」 (修正案) 「区では東京都と連携して、液状化対策として、避難所につながる下水道のマンホールにおいて、浮上抑制対策を実施してきた。・・・」	下水道の液状化対策は、当局の事業を品川区に委託して行っているため。

102 他	都市計画道路の整備促進 1 行目	交通の混雑や渋滞の解消ならびに……の整備を促進する。 (訂正) 「都へ要望」、「都と連携」等の記載を追加して頂きたい。	・都施行事業であるため ・箇所によって、「都へ要望」、「都と連携」等の文章が入っている箇所もあり、文章の書き方を統一して頂きたい。
202,207	6 立会川と地区内の公園整備	「立会川の流路上での緑道や個性的な公園整備が進んだ。また、……」 (訂正) 「立会川の暗渠部を利用した緑道や個性的な公園整備が進んだ。また、……」	暗渠部は実質下水道幹線になっており、流路の表現は適さないため。
235,237,241,243		八潮地域での「外貨コンテナターミナル」という表記について、確認願いたい。(記載は複数箇所見受けられる)	港湾管理者は一般的に「外貿コンテナターミナル」という表記を用いている。

【今後の予定】

平成 25 年 2 月予定の公表後、速やかに都知事宛て計画を定めた旨、通知を行う。

都市計画法第 18 条の 2 第 3 項

「市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。」